

障害者グループホーム等管理者各位

柏原市健康福祉部福祉指導監査課

障害者グループホームにおける防火安全体制について

障害者グループホームの防火安全体制については、これまで、集団指導や実地指導等を通じて運営事業者に対し、防火安全体制の整備等をお願いしてきたところですが、3月7日に千葉県木更津市の住宅において火災が発生し、隣接していた障害者グループホームにも延焼したことに伴い、当該障害者グループホームにおいて人的被害が発生しました。

このことを受け、3月9日付けで厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室から「障害者グループホームにおける防火安全体制の徹底及び点検について」との通知が発出されたところです。

つきましては、あらためて安全体制を強化するため、「大阪府指定障害福祉サービス事業者の指定並びに指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年大阪府条例第107号）（以下、基準条例という。）第201条において準用する第72条の定める非常災害対策として、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、同基準条例に定める下記の点検事項の実施状況を改めて点検するなど、適正な運用に留意されるようお願いいたします。

記

1. 非常災害対策の適切な実施

グループホームを運営する事業者は、基準条例第201条において準用する第72条の定める非常災害対策について、同基準条例に定める事項の実施状況について、点検を行うこと。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- ① 非常災害に関する具体的計画の策定状況
- ② 非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制の構築状況
- ③ ①及び②の事項の定期的な従業者に対する周知状況
- ④ 定期的な避難訓練の実施状況

2. 地域住民等との連携

基準条例第201条において準用する第72条第1項に定める関係機関への通報及び連絡体制の整備に当たって、策定された非常災害に関する具体的計画等をより効果的なものとするためには、日頃から近隣住民等との連携を図ることが極めて重要であり、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作り努めること。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 近隣住民等との連携状況

3. 消防法その他の法令等に規定された設備の確実な設置

基準条例第201条において準用する第72条第1項に定める消火設備の設置状況について点検を行うこと。点検の結果、適切な対応が取られていない場合には、速やかな対応を講じること。

【点検事項】

- 消防法その他法令等に規定された設備の設置状況